

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第78号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業 <u>及び</u> 環境林整備事業をいう。	第2条 この規則において「森林整備事業」とは、森林環境保全直接支援事業 <u>、</u> 環境林整備事業 <u>及び</u> 機能回復整備事業をいう。
2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。	2 この規則において「森林環境保全直接支援事業」とは、別に林野庁長官が承認する森林環境保全整備事業計画に基づいて行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(12) [略]	(1)～(12) [略]
3～6 [略]	3～6 [略]
	7 この規則において「機能回復整備事業」とは、別に定めるところにより林野庁長官に提出する森林基盤整備事業計画に基づいて行う特定林地改良等、耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業をいう。
	8 この規則において「特定林地改良等」とは、別に定める要件を満たす土地において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
	(1) 特定林地改良 土壤の改良による森林の生産力の回復を目的として行う地壠え、苗木の植栽、播種及び施肥並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない土地において行う別に定める事業をいう。
	(2) 附帯施設等整備 前号の施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。
	ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備
	イ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前号の施業に係る事業量を超えるものを除く。）
	(3) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号の施業と一体的に実施するものをいう。
	9 この規則において「耕作放棄地等森林造成」とは、別に定

める要件を満たす土地において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 人工造林 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、苗木の植栽、播種、施肥並びに別に定める前生樹の伐倒及び除去をいう。

(2) 樹下植栽等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 優良な育成複層林の造成を目的として、上層木が別に定める林齢の森林（長期育成循環施業の対象となる森林にあっては、上層木が別に定める林齢の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、苗木の植栽又は播種に伴って行う地表のかき起こし及び不用萌芽の除去

イ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然の稚幼樹の発生及び育成を促す地表のかき起こし、稚幼樹が少ない場合における苗木の植栽又は播種、施肥、不用萌芽及び不用木の除去、不良木の淘汰並びに林木の枝葉の除去

(3) 下刈り 別に定める林齢の森林において行う雑草及び雑木の除去並びにこれらに併せて行う施肥をいう。

(4) 雪起こし 別に定める林齢の森林において行う雪圧による倒伏木を起こすこと（次号の倒木起こしに該当するものを除く。）をいう。

(5) 倒木起こし 別に定める林齢の森林において行う気象災害等による倒伏木を起こすことをいう。

(6) 枝打ち 別に定める林齢の森林において行う林木の枝葉の除去又は間伐（第9号の間伐をいう。）若しくは更新伐（第10号の更新伐をいう。）と一体的に行う林木の枝葉の除去をいう。

(7) 除伐 別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(8) 保育間伐 適正な密度管理を目的として別に定める要件を満たす森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(9) 間伐 適正な密度管理等を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰をいう。

(10) 更新伐 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林における質的及び構造的な改善のための適正な更新を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並び

に支障木及びあばれ木の伐倒

イ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採率及び伐採の方法については、別に定めるもの

ウ 長期育成循環施業において、人工林における育成複層林の造成及び育成を目的として別に定める林齢の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰並びに支障木及びあばれ木の伐倒をいい、伐採面積については、別に定めるもの

(11) 附帯施設等整備 前各号のいずれかの施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及び林内かん水施設の整備

ウ 生育環境補完整備 造林木の確実かつ早急な成長を図るために行う筋工及び伏工等の簡易な工作物の設置

エ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前各号に掲げる施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(12) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号から第10号までのいずれかの施業と一体的に実施するものをいう。

10 この規則において「花粉発生源対策促進事業」とは、別に定める要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 花粉発生源植替え 花粉の発生源となっている森林において行う立木の伐倒、搬出及び集積、地^{ごしら}替え並びに別に定める苗木の植栽をいう。

(2) 附帯施設等整備 前号の施業と一体的に実施する施設等の整備であって、次に掲げるものをいう。

ア 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成及び保全を目的として行う林木の被害の防止等に必要な施設等の整備

イ 林内作業場及び林内かん水施設整備 苗木仮植場、資機材置場、間伐材の搬出、集積等のための林内作業場及

7 [略]

8 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林法第11条第5項の森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

び林内かん水施設の整備

ウ 荒廃竹林整備 周辺の森林の生長を阻害しつつある荒廃竹林の整備（全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が前号の施業に係る事業量を超えるものを除く。）

(3) 森林作業道整備 森林作業道の開設及び改良であって、第1号の施業と一体的に実施するものをいう。

11 [略]

12 この規則において「事業主体」とは、補助事業を行うもので、次の各号に掲げる森林整備事業の区分に従い、当該各号に定めるものをいう。

(1) 森林環境保全直接支援事業 市町村、森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に掲げる森林整備法人をいう。以下同じ。）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限る。）をいう。以下同じ。）、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）、同条第8号に掲げる農林水産大臣が定める基準に従った規約を有しているもの（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法第11条第5項の森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者（以下「森林施業計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2)～(4) [略]

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業及び環境林整備事業（公的森林整備及び被害森林整備に限る。）にあっては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う公的森林整備にあっては、100分の50）、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備にあっては100分の70（衛生伐にあっては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)～(4) [略]

(5) 更新伐を実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られないないと局長が判断したときは、苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られるとき局長が認めた場合は、この限りでない。

(2)～(4) [略]

(5) 機能回復整備事業のうち特定林地改良等 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人及び森林所有者の団体

(6) 機能回復整備事業のうち耕作放棄地等森林造成 市町村

(7) 機能回復整備事業のうち花粉発生源対策促進事業 市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林經營計画策定者、森林施業計画策定者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(補助金の交付の対象及び補助率等)

第3条 [略]

2 補助率は、森林環境保全直接支援事業、環境林整備事業（公的森林整備及び被害森林整備に限る。）及び機能回復整備事業（耕作放棄地等森林造成及び花粉発生源対策促進事業に限る。）にあっては100分の40（市町村又は森林整備法人等が行う公的森林整備にあっては、100分の50）、環境林整備事業のうち保全松林緊急保護整備及び機能回復整備事業のうち特定林地改良等にあっては100分の70（衛生伐にあっては、100分の75）とし、補助額は、別に定めるところにより査定する経費に補助率を乗じて得た額を下らない額とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)～(4) [略]

(5) 花粉発生源植替えのうち森林經營計画に基づかずに行われたものについて、当該花粉発生源植替えを実施した森林が当該事業の完了年度の翌年度までに森林經營計画の対象である森林にならないとき（天災その他のやむを得ない事情によるものとして局長が認めるときを除く。）は、交付を受けた当該花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。

(6) 更新伐又は花粉発生源植替えを実施した場合において、当該事業の完了年度の翌年度から起算して2年を経過した後更新が確実に図られないないと局長が判断したときは、別に定める苗木の植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合は、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐にあっては、苗木の植栽以外の方法により確実に更新が図られると局長が認めた場合は、この限りでない。

(6) [略]

(7) 第2条第2項第10号イ、第4項第10号イ、第5項第9号イ若しくは第6項第2号ク(イ)の更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第4項第10号ウ、第5項第9号ウ又は第6項第2号ク(ウ)の更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(8) [略]

2・3 [略]

別表（第4条関係）

申請書及び添付書類	提出部数
[略]	[略]
5 搬出材積集計表（森林環境保全直接支援事業の間伐 <u>又は</u> 更新伐の申請に限る。）	
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

(7) [略]

(8) 第2条第2項第10号イ、第4項第10号イ、第5項第9号イ又は第6項第2号ク(イ)又は第9項第10号イの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した後に立木の材積が長期育成循環施業に係る協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回る伐採を行ったとき、第2条第2項第10号ウ、第4項第10号ウ、第5項第9号ウ又は第6項第2号ク(ウ)又は第9項第10号ウの更新伐を実施した場合にあっては当該更新伐を実施した年度から起算して5年以内に当該更新伐を実施した区域の隣接する区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(9) [略]

2・3 [略]

別表（第4条関係）

申請書及び添付書類	提出部数
[略]	[略]
5 搬出材積集計表（森林環境保全直接支援事業の間伐 <u>及び</u> 更新伐、耕作放棄地等森林造成の間伐 <u>及び</u> 更新伐並びに花粉発生源対策促進事業の花粉発生源植替えの申請に限る。）	
[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。